

ニーズリサーチプロジェクトからの提言

第3章

提言1

親の立場に寄り添い、親の気持ちを支えることを明確に謳った 包括的相談機能を構築する

子育てをする親にとって、子どものどんな些細なことでも心配であったり、気になったりすることは多い。それらは家族や親同士の普段の会話の中で、ちょっと聞いてみる、相談してみることに、それほど深刻に考える必要がないことだと分かることもある。自分たち以外の親子の様子を身近に見ることで、自分の子育ての参考にできることもある。しかし、親が孤立した状況では、こうした周囲との関わりで解決できそうな些細な問題を、ずっと一人で抱えてしまい、悩みが深まってしまうことになる。

また、子どもに障害や病気などがある、あるいは親自身が障害や病気を抱える、夫婦間がうまくいっていない、親の就労や収入が不安定で経済的に厳しい、ひとり親家庭で身近に支援者がいないなど、様々な問題を抱えながら子育てしている場合もある。こうした状況で、子どものわがままや反抗などの振る舞いを受けとめる余裕が無くなってしまふ、親自身のイライラを子どもにぶつけてしまうといったことが生じがちである。ところが、親としてふさわしくない行動や家庭内の知られたいくない問題を他者に相談するには勇気が必要であり、具体的に問題が起きていないと改まった相談はしにくい。さらには相談しようという余裕も気力も無いということも起こりうる。

《区市町村における取組み》

1) 親の気持ちに寄り添う支援

今回のホットラインでは、親の悩みや心配事をきちんと受け止めてもらえる場がなかったために、親が長く悩み、結果として状況がこじれていると思われる内容の電話が多くを占めた。

例えば、孤立した子育ての中で、傍から見ると些細な悩みであっても長く引きずってしまっているケース、学校に相談しても状況が改善されなかったり、「心配ない」という言葉だけで詳しい事情を説明されなかったりしたために、親が納得できる状況には至らなかったケース、また児童相談所などが子どもの利益を最優先に介入することは当然であるが、親にとってはこれまでの子育てやその苦労を否定されたような気持ちになり、不満として残ってしまったケースなどである。こうした事態は、決して望ましいことではなく、子どもの健やかな成長のためにも、親の精神面・生活面や親子関係が安定していることは重要である。

自ら問題を解決できないでいる親に対して、子どもへの不適切な対応を責め、いたづらに追いつめることは必ずしも良い結果をもたらさないと考えられる。悩みが些細なことであっても、子育てが多少適切ではなかったとしても、まずは親の立場に立って、親の気持ちに寄り添って話を傾聴し、受け止めるという支援が求められている。それは、イコール「親の言い分を通す」ということではない。抱えきれなくなった親の感情を一旦受け止め、親自身が振り返る余裕を取り戻すことにより、問題がさらにこじれることを食い止めることにつながる。もし、問題解決に時間がかかるようであれば、継続的に親の気持ちに寄り添いながら、少しずつ親自身が問題を冷静に見つめなおすような働きかけが必要となる。

こうした支援を展開するためには、「親の悩み相談」のような、親の立場に寄り添うことを明確に謳っている窓口が子ども家庭支援センターなどに準備される必要がある。

また、親同士のつながりづくり、グループ化などを支援することも必要である。子育てに関する愚痴でも学校への不満でも自由に話をしてもらうことで、孤立感を解消したり、悩みの深刻化を防いだりすることができる。

2) 親が抱える問題に対応する包括的な相談機能

今回のホットラインでは、子育てに関する悩みをテーマとしたが、子どもに関する悩みを切り口としながら、子どもだけではなく、親自身や家庭の問題、親と地域や社会との関わりまで幅広い相談内容であった。例えば、いじめや不登校、それに伴う学校との関わり、子どもの友だち関係・生活態度・問題行動、子どもの障害や病気、親の障害や病気、職場復帰や人間関係、不安定就労での疲労、夫婦関係、孤立した子育て、親のイライラを子どもに向けてしまうなどである。一人の親、ひとつの家庭の中で、問題は相互に絡み合っており、問題の内容によって相談機関等を使い分けるということは容易ではない。親が抱える問題に包括的に対応できる相談機能が求められている。

あわせて相談の手法についても、来所の面接相談だけではなく、電話、ファックス、メール、WEBサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、訪問など様々なアクセスを用意することで、相談へのアクセシビリティを高めることができる。

3) 学校と親との間で中立的な第三者が関わる仕組み

ホットラインでは、いじめについての学校側の対応に納得できない親からの電話が複数入り、学校と親との関係がこじれている状況が窺えた。いじめそのものの問題は根深く、容易に解決できるものではない。学校としては、加害者側の子どもとその保護者の立場にも配慮し、主張も受け止めなければならない。しかし、いじめを受けた子どもの親は、迅速な解決を望み、学校の対応やその成果が見えてこなかったり、解決に要する時間が長くなると、信頼関係が崩れ、学校と親が対立関係に陥り、問題解決に向けた動きが取れなくなってしまう場合がある。

〈学校問題解決サポートセンターとは?〉

*多様化する保護者や地域住民の要望への対応など、学校のみでは解決困難な問題に対し、区市町村教育委員会や保護者等から相談を受けつけ、必要に応じて専門家（弁護士、精神科医、民生・児童委員等）の助言をもとに、公平・中立な立場で対応する。東京都教育委員会により設置。

そこで、学校と親との話し合いの場に立会い、冷静な対応に努めたり、両者の意向を確認・調整し、方向性を共有し、両者が納得した形で問題解決を図っていけるような、学校、親以外の第三者が中立的に関わる仕組みが求められている。これにより、学校と親がお互いに不信や誤解を回避でき、学校としてもいじめなどの難しい問題を学校だけで抱え込むリスクが軽減され、親としても弱い立場で孤立することなく、必要以上に気構えることなく安心して、学校に関われることが期待される。

こうした役割は、これまで子ども家庭支援センターが、個別のケースにおける相談援助・関係調整等を通じて対応してきたことがある。また、平成20年度から文部科学省の事業として設置され始めたスクールソーシャルワーカーが担うことも考えられる。広域的には東京都教育委員会が

平成 21 年度から設置する学校問題解決サポートセンターなどがこうした役割を果たすことが期待される。

こうした仕組みは、いわゆるモンスターペアレントからの無理な要望ではなく、親からの正当な要望を、学校としてきちんと受け止めて解決する機能としても、有効に働くと考えられる。

4) 発達障害児などを抱える親への支援

発達障害や軽度の知的障害などの子どもが、学校になじめないためにいじめにあつて不登校となるケースの相談も、ホットラインに複数入った。子どもへの関わりが難しかったり、子どもと周囲との関係に気を使い思い悩んだりするなど、メンタルな面でも親に負担がかかっている。こうした子どもにとっては、現在の学校のシステムや福祉施策・福祉サービスの枠組みが適合せず、安心して子育てができるようになりえていない現状がある。発達障害の子どもを対象に、発達障害者支援センターでは総合的・専門的な支援を展開しているが、都内 1 箇所の広域センターであり、地域に根ざした形で支援や問題解決をしていくには難しい側面がある。

個々の子どもの障害の状況に応じた特別支援教育のシステムが、すでに文部科学省の通知等によって進められてきているところであるが、よりきめ細かく柔軟な対応が可能となる仕組みづくりが求められている。また、子ども家庭支援センターなどのより身近な地域の機関が、親から継続的に相談を受けていく中で、必要な福祉サービスや専門機関、同様の子どもを持つ親の会やピアサポートグループなどにつなぐ役割を担っていくことも必要である。身近な機関であれば発達障害等の子どもを抱える親が気軽に継続的に相談でき、場合によっては学校などと連携した対応も可能となる。

《発達障害者支援センターとは?》

*発達障害者支援法により、発達障害を有する障害児(者)とその家族に対する支援を総合的に行う機関として都道府県が設置。発達障害児(者)やその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援などを行う。

5) 子ども家庭支援センターの拡充と子ども関係機関・団体の相談機能の充実

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じることとなっており、上記(1)~(4)の支援についても対応しうる機関といえる。しかし、現在の子ども家庭支援センターはすでに幅広い支援を展開しており、さらに(1)~(4)のきめ細かな対応を確保し、特に学校との連携を強化していくためには、現状(区市町村に概ね 1 箇所設置)より小地域で対応できる体制を作ることが必要である。例えば、子ども家庭支援センターのランチのような形で、既存の学童保育、児童館、放課後クラブなどの子ども関連機関に相談機能の強化を図り、ニーズの発見と相談の機能を位置づけ、センターオブセンターとしての子ども家庭支援センターと連携を取りながら、役割分担し、課題解決を図っていくことも考えられる。

《子ども家庭支援センターとは?》

*東京都単独事業として、子ども本人や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイ、トワイライトステイ、一時・特定保育などの在宅サービスの提供や、子育てサークル、ボランティアを育成するなど、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行う機関として、区市町村が設置している。

また、子ども・子育て関係で活動するボランティアグループやNPOなどと子ども家庭支援セン

ターがネットワークを組むことで、より具体的解決に向けて協働していくことも可能となる。

このように、子ども家庭支援センターの拡充とともに、公的支援によって子ども関係の機関・団体の相談機能を充実することにより、実効性のあるネットワークの構築が期待される。

❖ホットラインの声から❖

□夫はずっと仕事を理由に子育てに協力してくれず、自分は自律神経失調症と言われた。小学校低学年の子どもは、自分とは性格も違い、家では夜尿があるなど手がかかる。最近自分自身が手術を受けたこともあり、いろいろ抱えきれなくなり、円形脱毛になるほど苦しい思いをしているのに、誰もわかってくれない。(母親からの相談)

□子どもの成績表に「もう少し」がついた。子どもが落ち込んでふさぎこんでしまった。親としてもショック。小学低学年で「もう少し」がつくなると、これから先どうなってしまうか、心配。クラスの子のママ友だちは学校とべつたりの関係なので、学校への不満は口に出せない。モンスターペアレントと思われても困る。(母親からの相談)

提言2

子どもや家庭の問題発見・解決を、学校や支援機関と地域で支える仕組みを構築する

ホットラインに入った電話の中で、子どもに何らかの問題が現れている背景として、家庭内に問題を抱えていたり、親が仕事や人間関係などで疲弊している状況が見えてきた。子どもについての相談をきっかけにしながら、実は親自身や家庭の問題について相談している電話も少なくなかった。子どもの問題も親の問題も家庭という場では混在しているため、切り離して考えることは難しく、連動した問題として捉えていく必要がある。学校で子どもの問題を把握した場合においても同様である。

また、子どもや家庭が問題を抱えているときに親が孤立していると、問題の解決に結びつきにくい。親自身が問題に対処していただくだけの余裕や気力がない、どうしてよいか分からない、周囲に相談することもできないといった場合には、問題が大きくなって、抱えきれなくなったときに初めて顕在化することになる。つまり、それまでの間、問題は放置され、複雑化しがちである。

子どもに現れた問題を、親や家庭だけの責任で解決を求めるのではなく、子ども、親、家庭を取り巻くそれぞれの所からアプローチし、ネットワークの中で多面的な支援体制を柔軟に組みながら、早期に対応していくことが求められている。

《区市町村における取組み》

1) 学校が、子どもやその家庭のSOSをキャッチする

子どもが問題を抱えるとき、毎日通う学校であるからこそ、いち早く発見することができる。子どもの様子がいつもと違う、最近落ち着きが無い、友だちとの関係が変化した…などなど、日々の学校生活の中で、先生やそばにいる友だちなどが気づくことが可能である。すでに学校でも取り組んでいるところであろうが、こうした子どもの様子から子どもや家庭の問題をキャッチし、担任の先生だけで抱えることなく、学校全体として対応することが期待される。親や家庭に問題があって子どもに影響が出ているような場合には、子どもへの対応だけでは解決しないことから、子ども家庭支援センターなど学校外の機関と連携することにより、親や家庭も含め生活全体を視野に入れた幅広い支援が可能となる。

文部科学省においてモデル的な取組みが始まっているスクールソーシャルワーカーは、問題を抱える子どもの環境調整や関係機関との連携などが役割として期待されており、前述の取組みにおいては一定の機能を発揮することが可能であると思われる。例えば、具体的には、問題を抱える子どもの担任、親、友だちなどの周囲に働きかけることや、子どもが抱える問題と背景についての情報共有や今後の対応などを検討する校内ケース会議を開催すること、必要に応じて校外の専門機関へのつなぎを担うことなどが期待される。

2) スクールソーシャルワーカーがきめ細かく活動できる基盤を整備する

このようにスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）に期待される役割は大きいですが、現状としては、平成20年度の文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」により緒についたところである。平成21年度は51団体で配置される予定であり、今後も継続的に拡充されることが望まれる。SSWは右記のような人材と職務内容が想定されており、教育と福祉、学校と地域の架け橋として機能していくことが期待される。SSWを担うことができる人材の確保と養成、さらに学校としてSSWの役割を認識し、

受け入れて活用・協力していくような校内の体制づくりや、連携先の機関にSSWの役割を普及していく取り組みが今後求められる。すでに文部科学省から事例集が発行されているが、配置されているSSWの活動事例がより広く普及されることが有効である。

《スクールソーシャルワーカーとは?》

*福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動 等

(文部科学省HPより抜粋)

3) 学校からの要請に応えられる地域の支援体制を整備する【図1】

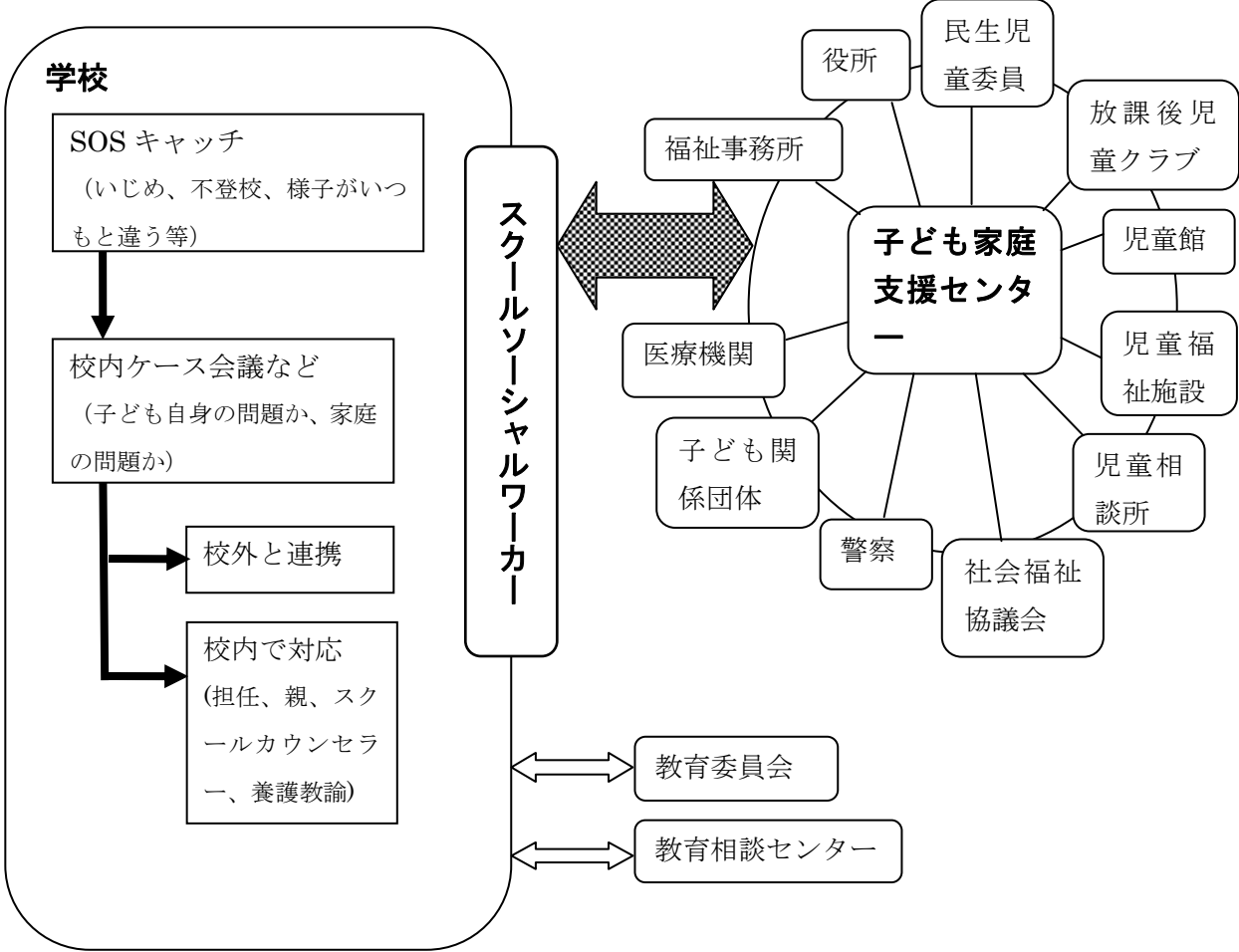
前述のように学校で発見された問題を地域の関係機関も協力・連携して対応していく際に、地域の関係機関の中核として機能するのが、子ども家庭支援センターである。センターは子どもと家庭に関する関係機関とのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を持っており、これが問題解決に必要な機関と連携するための基盤となる。したがって、子どもと親や家庭の問題について解決を図ろうとする際には、学校のSSWと地域の子ども家庭支援センターが、お互いの連携の窓口となり、連携していくことにより、隙間や狭間の無い、面としての支援と柔軟な対応が可能となると考えられる。同時にSSWと子ども家庭支援センターとの役割分担や連携のあり方については、今後の実践を積み重ねる中で構築していく必要がある。このように学校と子ども家庭支援センターが密接に連携を取っていくためにも、子ども家庭支援センターが学校区単位などのより小地域に設置されることが望ましい。

子どもが抱える問題を、家庭が発見して学校や地域の機関に相談する、学校が発見して家庭や地域の機関につなぐ、地域の機関や住民が発見して家庭と学校に伝えるといった形で、家庭と学校と地域が相互に連携し、それぞれの役割を果たしていくことにより、子どもの成長を見守っていける地域社会づくりが求められている。

❖ホットラインの声から❖

□子どもがいじめられ、円形脱毛症になり、1年間不登校の状態だった。現在は保健室や会議室に登校し、一人で自習し、時々先生が指導してくれる。最近、子どもが神経症になった。学校も加害者の親の動きもあり、「学校としては何もできない」という姿勢である。(母親からの相談)

【図 1】 学校と小地域の関係イメージ



提言3

子どもの様々な居場所を重層的に用意する

今回のホットラインでは、いじめによる不登校や発達障害により学校になじめないなど、学校に行けない状況にある子どもについての相談が複数入った。また、いじめによって、不登校だけでなく、うつ病や神経症を発症している事例もあった。これらの相談から、学校に行けなくなった子どもが自信を喪失している状況にあることが想像される。実際に都内の公立小中学校において、いじめが起きている小学校が5割弱、中学校が7割強となっている。不登校は、6割の小学校であり、中学校ではほとんどすべての学校で発生している状況であった【表1】。

こうした子どもが、学校以外で、新たに人間関係を構築し、様々な体験を重ねることができる場があることは、子どもの自信を取り戻し、人間的な成長を促していけるという面で、大変意義が大きい。学校で起きているいじめの問題の解決を図ることとあわせて、前述のような意味で、地域社会（学校の外）において、いじめ等に苦しむ子どもたちに対応する方策も求められるところである。

【表1】東京都内のいじめ・不登校の状況

		小学校	中学校
学校数		1323	639
いじめ	認知学校数	595	464
	認知学校率 (%)	45.0	72.6
	認知件数	1970	2052
不登校	在籍学校数	796	620
	学校発生率 (%)	60.2	97.0
	不登校児童・生徒数	1880	7192
出現率 (%)		0.34	3.23

参照:「平成19年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」
(東京都教育委員会)

《市民と支援機関の協働による取組み》

1) 地域の支え合いによる、子どもの居場所づくり

子どもの育ちには様々な人との関わりや体験の場が必要であり、それらをすべて学校に期待することは現実的でも適切でもない。学校に行けない子どもの学校に代わる居場所という意味だけでなく、より豊かな成長の機会として、学校のほかに、地域で重層的にいろいろな人との関わりや体験の場が準備され、子どもが自由に行き来できることが望ましい。そうすれば、もし学校に行けない状況が起きても、別の場で受け入れられていることで、過度に追いつめられることなく孤立せずに、問題に対処する支援も受けられやすい。

住民ができる範囲でのサポートを自由なスタイルで提供し、それらの情報を網羅した形で子どものいる家庭に提供することで、子どもが選択して参加できると考えられる。こうした地域の住民による支え合いで、子どもの居場所を提供することは、子どもだけではなく、住民自身にとっても地域のつながりをつくる機会となる。すでに各地で展開されているインフォーマルな民間の活動がさらに厚みを持って広がることが期待される。活動の内容、形態、頻度、つながりの濃度などもその活動によって、関わる子どものニーズによって、様々なアイデアを活かし自由に設定され、それぞれ違

った形で展開されてよい。こうした取り組みは子どもの居場所を提供するとともに、親のライフスタイルに見合う子育てスタイルを支援していくという意義も兼ね備えているといえる。

また、発達障害の子どもたちが学校になじめない、放課後や休日の行き場がないという問題もある。発達障害の子とその家族など、当事者が集まる場は、悩みを共有し、問題解決の知恵を出し合うことができるという効果がある。それとともに、発達障害に配慮しながら他の子どもとともに参加できる場も、お互いに知り合い、障害を自然に受け止め、認め合う中でともに育っていくことができる場として、充実していく必要がある。

《子どもの居場所実践・アイデア集》

- *放課後子ども教室（厚生労働省・文部科学省）
- *子どもの冒険遊び場（プレーパーク）
- *おもちゃ図書館
- *世代間交流サロン
- *低所得家庭やひとり親家庭の子どもへの学生ボランティアによる学習支援
- *下校時刻（または放課後児童クラブの終了時刻）と親の帰宅時間のつなぎの子どもの預かり
- *商店街での子どもの職業体験（子どもと地域の大人が知り合う機会づくり）
- *子どもの自主企画・運営のサポート
- *地区社協・自治会等の小中学生部会

2) 子どもと居場所をつなぐ、居場所を広げる支援

このような子どもの居場所を提供するには、様々な活動情報の発信の機能が重要である。せっかく様々な活動が地域で展開されていても、その情報が伝わらなければ意味をなさない。こうしたインフォーマルな活動の情報を随時収集し、網羅的に把握し、更新していく必要とともに、活動情報の発信機能もあわせ持つ活動拠点の整備が求められる。

一方で、区市町村社会福祉協議会（以下、社協）でも、住民の地域福祉活動を日ごろから支援しており、子育て支援・子ども関係団体に限らず様々な住民の活動を把握し、サポートし、ネットワーク化している。したがって、社協には、活動情報の集約と発信だけでなく、活動団体と活動団体が連携する機会を設ける、地域における子育てのネットワークをつくる、異なる領域の活動団体と協働する場をつくるといったように、各団体の活動の幅を広げる支援が期待される。それにより、子ども関係の活動団体に参加する子どもたちの居場所を広げていくことにつながる。そのためにも、社協と子育て支援センター等が連携をして、子ども関係の活動情報の集約と発信とともに、活動の幅を広げるような一定の役割を果たしていくことが必要である。

《東京都または区市町村における取組み》

1) フリースクールの拡充と支援

学校に行けない状況にある子どもたちにとって、学校に代わる居場所であり教育を保障される場として、いわゆるフリースクールは重要な選択肢となっている。日本では昭和50年頃から不登校の子どもが増え続けてきたことを背景にして、昭和60年頃からフリースクールが全国各地で立ち上げられてきている。

フリースクールの設立趣旨などはそれぞれの団体により異なり、学校に戻ることを目的とするところ、学校とは別の居場所としての役割を果たすところなど様々である。活動内容も子どもが主体

的に決定するところ、大人が準備したプログラムに参加するところなどがあり、頻度についても毎日開所しているところ、週に数日のところもある。子どもはフリースクールで、学校とは違った形の教育を受け、様々な学習や体験のプログラムなどを通して、メンバー同士やスタッフとの間で信頼関係を築きながら、自尊心や自信を取り戻していくことができる。

フリースクールは、学校に行けなくなった子どものもうひとつの行き場所として、重要な位置を占めてきており、今後さらにその社会的意義の浸透や拡充が求められる。

フリースクールはNPOなどの民間で設立されており、現状において、公的な支援はほとんどなく、運営する団体にとっても、そこを利用する利用者にとっても財源・費用面での負担が大きくなっている。親の資力によってはフリースクールに通えない場合もあり、そこに通うことを希望する子どもの家庭への経済的な支援も必要と考えられる。

また、フリースクール等に通っている子どもに対し、条件によっては校長により出席とみなす、自宅でIT等を活用して学習することで学校の出席とみなすといった取扱い(*)が認められるなど、民間の取組みと学校教育とがつながる仕組みができつつある。こうした状況を踏まえ、学校においても、不登校の子どもや親にフリースクール等の情報提供を行うことや、フリースクールに通う子どもが抱える問題の解決・学習・進路などについて、フリースクールと連携した対応を進めることが期待される。

(*)部分取扱いに関わる通知〔参考〕

- ①平 4.9.24 文初中第 330 号文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」
- ②17.7.6文科初第437号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」

❖ホットラインの声から❖

□仲の良かった友だちから言葉の暴力があり、自宅で吐いた。それ以降登校できない。心療内科を受診し、うつ病との診断があった。診断書を学校に出し、校長先生と話をしたが、加害者寄りの発言があり、信頼できない。(母親からの相談)